

1 奨学資金見直しの背景

(1) 国、東京都の動向

①国
【経済政策】
 ・少子高齢化に対応し持続的な経済成長の実現を目指す「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）で、高等教育の無償化と私立高等学校の授業料の実質無償化が盛り込まれる。
 ・高等教育の無償化について、“高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議”から具体的な方策に関する報告書が平成30年6月に取りまとめられ、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）が定められる。
【子どもの貧困対策】
 ・令和元年6月に、子どもだけでなく現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を推進すること等を目的とし「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すことを目的とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）が策定される。
 ・大綱の重点施策の中で、真に支援の必要な者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう大学等の修学に係る経済的負担の軽減、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう私立高等学校授業料の実質無償化の実現が盛り込まれる。

②東京都
 ・国の制度に乗せて実施している私立高等学校の授業料無償化制度を、国の制度改正に対応し、令和2年度から対象と金額を拡大。

(2) 区の子どもの未来応援施策

○区では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月施行）を踏まえ、平成28年3月に「港区子どもの未来応援施策の方向性について」を策定し、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望をもって成長していける地域社会の実現を目指し、港区における子どもの貧困対策を「港区子どもの未来応援施策」として全庁を挙げて推進。
 ○子どもの未来応援施策について、令和2年3月に策定した「港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」において『教育・学習の支援』『生活環境の安定の支援』『経済的安定の支援』『地域で子どもの未来を応援する体制の整備』の4施策を計上。
 ○港区奨学資金は、港区子どもの未来応援施策の『教育・学習の支援』事業の一つとして位置づけ。

2 国等の高等学校及び大学等の修学支援制度 教育長室

(1) 国・東京都の高等学校教育無償化の概要 令和2年4月1日から

		【授業料の負担軽減】		モデル世帯（4人世帯夫婦と子ども2人）	
国	就学支援金（国公立、私立）	国公立	：年収約910万円未満	118,800円（上限）支給	
		私立	：年収約910万円未満	年461,000円まで支援（都内私立高校授業料相当額）	うち年収約590万円以下に396,000円を国が支援
都	奨学給付金（私立）	私立	：生活保護世帯	年52,600円	
			住民税非課税世帯・準ずる世帯	138,000円、98,500円	

(2) 国の高等教育無償化の概要 令和2年4月1日から

【趣旨】真に支援が必要な低所得者世帯の者に、社会で自立し活躍することができる創造的な人材を育成するために大学等の修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減。

【内容】
 ①支援対象となる大学等 要件確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
 ②支援対象となる学生 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（特に優れた者で経済的理由により極めて修学困難）
 ③支援内容 1) 授業料、入学金の免除
 2) 給付型奨学金の拡充（独立行政法人日本学生支援機構が実施）

【授業料等減免額上限額】			【学資支給金（月額）】		
	授業料（年額）	入学金		自宅通学	自宅外通学
国公立	535,800円	282,000円	国公立	29,200円	66,700円
私立	700,000円	260,000円	私立	38,300円	75,800円

※大学（昼間）住民税非課税世帯の場合

3 区の奨学資金制度

(1) 奨学資金制度

【目的】高等学校、大学等への修学が、経済的理由により困難な者に対して、奨学資金を貸付け、将来社会のために有為な人材を育成。
 【奨学生】高等学校等への進学予定者及び在校生、大学等への進学予定者で、その保護者が貸付の6月前から区内に在住。
 【貸付額】無利子
 【貸付期間】貸付終了の翌月から1年間据置の後、高等学校等は15年以内、大学等は12年以内。

① 高等学校等

区分	貸付金額	入学資金
国公立	18千円以内	80千円以内
私立	35千円以内	250千円以内

※ ア) 貸付金額は月額 イ) 高等学校等奨学生は申請により入学祝い金20,000円を支給

② 大学等

区分	貸付金額(自宅)	貸付金額(自宅外)	入学資金
国公立	45千円以内	51千円以内	300千円以内
私立	54千円以内	64千円以内	

(2) 奨学資金の課題

①高等学校等
 ア) 応募者、貸付金額等は減少傾向。特に国の就学支援金制度が拡充された平成26年度以降、応募者数は20人未満で推移。
 イ) 国及び東京都の就学支援制度の拡充により、今後さらに、区の奨学資金へのニーズは低下するものと見込まれる。

②大学等
 ア) 応募者、採用者は増減はあるものの長期的に漸減傾向。
 イ) 収入要件で国の制度を利用できない者の応募が60%以上を占め、引き続き区奨学資金へのニーズが見込まれる。
 ウ) 対象者が進学予定者のみのため、在学中に経済的理由で修学が困難となった学生を支援できない。
 エ) 奨学資金利用者からの現行制度への評価は高いが、給付型への要望もある。

③港区奨学基金が23,448,000円あるが活用されておらず、一般会計から貸付資金を支出している。

<参考> 他区の奨学資金制度

奨学資金貸付のみ	8区	港（高・大）、墨田（高・大）、江東（高）、渋谷（高）、杉並（高）、北（高）、板橋（高）、葛飾（高）
給付型奨学金のみ	4区	文京（高）、台東（高）、世田谷（大）、豊島（高）
貸付と給付型併用	3区	新宿（高）、大田（大）、江戸川（大）
返還免除制度あり	3区	品川（高）、荒川（高）、足立（大）、大田（大）
制度なし	5区	千代田、中央、目黒、中野、練馬

※（ ）内は、貸付、給付対象者
 (高) = 高校生 (大) = 大学生
 (高・大) = 高校生及び大学生

4 区の高等学校、大学等の修学支援に関する基本的考え方

- 1 世帯の所得水準により修学の機会が奪われることなく、勉学に意欲を持つ者が、将来、社会で自立し活躍できるよう修学に必要な経済的支援を行う。
- 2 国や東京都等の修学支援制度が一定程度整備された状況を踏まえ、区の支援は国や東京都等の制度を補完する制度とする。
- 3 支援を受ける者その他の者との公平性に配慮するとともに、支援を受ける者の勉学、自立への意欲喚起に資するとともに、区民福祉の向上等に資する制度とする。

5 奨学資金の見直し

(1) 高等学校等

奨学資金の廃止	
内容	国、東京都の支援額と対象の拡大により、国公立、私立の高等学校等への修学に要する授業料が実質無償化されたことに伴い、区の奨学資金を廃止。
理由	○国と東京都の制度拡充により約910万円と相当程度年収を有する世帯まで支援対象なる。 ○区奨学資金の応募者、貸付者が減少傾向にあり、国と東京都の無償化制度拡充に伴いさらにニーズが減少する可能性が高い。 ○貸付金の用途は8割が入学資金と授業料。 ○東京都の奨学給付金により生活保護世帯、住民税非課税世帯に対する配慮がなされている。 ○入学資金は、都立高等学校の入学料は5,650円。私立学校は、公益財団法人東京都私学財団の入学資金貸付制度（無利子）を利用できる。 ○教材費等は、東京都育英資金（無利子）の貸付を利用できる。

(2) 大学等

給付型奨学金の創設、奨学資金の対象者の拡大、新たな返還金免除制度の創設	
内容	①港区の実態に応じ国の減免制度を補完するため、成績優秀で修学への意欲が高いが経済的理由で大学等への修学が特に困難な者へ給付型奨学金を支給。 ②進学予定者に向上に在校生まで応募対象を拡大 ③区民福祉の向上、中小企業支援に資する等一定の要件を満たした者の返還金を免除。 ④財源としてふるさと納税制度を活用。
理由	○港区の所得階層分布に応じ、国の高等教育無償化の対象とならない世帯の学生で経済的負担により修学が困難なものに対し支援を行う。←① ○不況、災害、感染症の流行等により、在学中に保護者からの経済的援助を受けられなくなる、アルバイトができなくなる等により経済的理由で修学の継続が困難な学生を支援する。←② ○奨学資金を貸与している学生の学習、就職へのモチベーションを高めるとともに、区民福祉の向上にも資する制度とする。←③

給付型奨学金制度案骨子

目的	成績優秀で修学への意欲が高いが経済的理由で大学等への修学が特に困難な者の修学を支援
視点	・区の実態に即し国の制度を補完 ・給付の対象とならない者との公平性に配慮し、勉学への意欲が極めて高く、真に修学のため支援が必要な者を支援
内容	・国の支援対象者数を考慮し区の大学生等の2割程度を支援 ①給付額 1) 国の無償化対象者：国の支援最高額との差額 2) 国の無償化非該当者：世帯年収に応じ国の支援最高額の2/3または1/3 ②国の要件確認を得た大学等に在学 ③国の学業成績等の要件を満たす

返還免除制度案骨子

目的	奨学資金貸与学生の学習、就職へのモチベーションを高めるとともに区民福祉の向上、中小企業振興に資する
視点	・区民福祉の向上、中小企業振興 ・採用困難な業務に従事する人材確保 ・免除を受けない者との公平性
内容	次のいずれかの要件を満たした場合、以降の返還金を免除 ① 区民の安全安心に関わる次の国家資格を取得し5年以上区内の事業所で当該業務に従事し、返還金の滞りが無い 社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士 ② 5年以上区内の中小事業者の事業所に勤務し、返還金の滞りが無いこと

6 今後のスケジュール

令和2年9月	・港区議会第3回定例会へ奨学資金改正条例案提出
11月	・広報など、区ホームページ等で周知 ・令和3年度の新たな奨学資金募集
令和3年4月	・新たな奨学資金運用開始